

**鳥取県告示第 777 号**

次の医療機関を救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院又は救急診療所と認定したので、同令第2条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成 18 年 10 月 24 日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所在地	認定の有効期限
藤井政雄記念病院	倉吉市山根 43-1	平成 21 年 10 月 20 日
米子ハートクリニック	米子市彦名町 1480-3	〃